

# 学習指導要領は「農業教育」を

## どう位置づけてきたか

〈全国農業教育研究会(略して「全農研」)は どう捉えたか〉

内山雄平

はじめに

農業後継者を育てるといふ職業教育としての農業教育は、時の農業政策の動向に左右されてきた。国民の食料を自給する食糧主権は今や後方に追いやられ、この9月11日食料・農業・農村審議会(農政審)が答申した「農業基本法改定」には食糧自給率は「目標の一つ」に格下げされ、国政の中心課題となつてはいない。農業後継者養成としての農業高校卒の自営者は、県内農業高校4校合わせて4〜6名(令和元〜4年)である。しかし、中西啓喜・西原是良は、「農業高校の存在意義を直接的には農業に携わらないが農業や農村を

理解する人材の育成を広く行うところ」と論じ(注1)、佐々木らは、「職能教育から食農教育へ発展的展開」に期待している(注2)。

そこで、我が国の農業教育は10年毎に「改訂」される高校の学習指導要領にどう反映されてきたか、その経過を概括的に明らかにし、今後の職業教育としての農業教育の展望を探って見たい。

### 1、専門教育としての農業教育の位置

戦後の新高校教育制度は、教育の目的を「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じ、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」と規定

した(学校教育法41条、47年3月)。高等普通教育と専門教育を併せ施さなければならぬとした。翌48年「高等学校設置基準」で高校の学科は、普通教育を主とする学科および専門教育を主とする学科の二つに分かれ、専門教育を主とする学科は、農業・工業・商業・家庭の単科(大学科)となる。(注3)

## 2、学習指導要領の農業教育の

### 目的と問題点はなにか

全農研は学習指導要領が改訂される毎にその内容について批判的意見を機関紙「会報」を通して明らかにしてきた。この見解を参考にしつつ述べてみよう。

#### (1) 1950(昭和25)年

本格実施となった高校の農業教育の目標は「将来、自ら農業を営もうとする者あるいは、農業に関する初級の技術者となろうとする者のために、農業に関する科学的・実地的な能力を養成することにある」とした。

#### (2) 1960(昭和35)年

- ① 農業の各分野における生産及び経営に必要な知識と技術を習得させる。
- ② 農業技術の科学的根拠を理解させ、その改善進歩を図る能力を養う。
- ③ 農業と国民経済との関係を理解させ、農業を合理化しようとする態度を養う。

○60〜70年代前半にかけて、巨大資本の高度経済政策に焦点を合わせた文部省の教育政策は、資本の労働力の需要の要求に基づく国家主義・能力主義による高校教育の多様化政策であった(「会報」No.22、75年10月)。1963年政府の経済審議会が「経済発展における人的能力開発の課題と対策」の答申を出し、高度経済成長を支えるための科学技術教育や学力重視の教育が要求された。教育の領域全体より直接的経済主義化し、具体的内容決定や、計画を国家主導で行い、経済界からの教育への要求が教育政策に取り入れられるようになる(後藤道夫「臨教審批判と国民の教育権」青木書店、1988年)。

これより先1960年4月、財界は「日本農業に対する見解」を発表、後進的農業の近代化・合理化をす  
すめ、農業部面からも経済合理性を貫徹すべきだと主  
張している。

こうした背景下で、「農業基本法」が1966年制定された。「経済の著しい発展に伴って農業と他産業との間において生産性及び従事者の生活水準の格差が拡大しつつある」と述べ、「他産業との生産性の格差を是正し、農業の生産性を向上すること、農業者の所得を増大して他産業従事者と均衡する生活ができることを目的」とすることを政策の目標とした。

この法には「国は近代的な農業経営を担当するにふさわしい者の養成及び確保」を規定し、中央産業教育審議会は1964年4月「高等学校における農業自営者の養成および確保のための農業教育の改善方策について」を答申、1964年度を初年度として農業自営者養成大型高校が設立され、以降23校に10億円国庫補助金が投入された。

(3) 1970(昭和45)年

①農業の各分野における生産及び経営に必要な知

識と技術を習得させる

②農業技術の科学的根拠を理解させ、その改善進歩を図る能力を養う。

③農業の社会的・経済的意義を理解させ、農村社会の向上発展を図る態度を養う。

○理科教育および産業教育審議会1966年「高等学校における職業教育の多様化について」

・特色ある「農業に関する学科」を新設。

・技術革新と労働力不足に対応して能力・適正に応じた後期中等教育の多様化が求められた。

普通科、工業科、商業科への志向が高まる一方で、農業高校離れが進み 1970年以降の減反政策で、さらに加速した。

(4) 1978(昭和53)年

農業の各分野における生産及び経営に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の意義や役割を理解させるとともに、農業及び農村社会の向上発展を図る能力と態度を養う。

○指導要領には人間性豊かな教育、基礎基本の重視、ゆとりと充実の教育が謳われ、大綱的基準のみを示して、生徒の能力・適正・関心に応じて学校独自の弾力的編成が可能となる。(「会報」No.37、1979年10月)。  
・理科教育および産業教育審議会職業教育改善委員会の1976年の報告・基礎教育の重視・学科の細分化の見直しを提言。

・「農業基礎」を新設科目として設定。

○多様化の軌道修正：学科10↓8、科目の整理統合54↓30とそれぞれ減する。

(5) 1989(平成元)年

農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の意義や役割を理解させるとともに、主体的に農業の向上発展を図る能力と態度を養う。

○戦後からの農業科の目標であった「後継者育成」の文言が消えた。

○「農業生産」が消え、「農業基礎」は変質後退(農業生産文言なし)(「会報」No.95、1989年9・10月)「19

回大会基調報告)。

○なぜ「後継者育成」や「農業生産」の文言が農業教育の場から消えたか。

・生産より流通に価値が生まれるという産業化空洞化施策の追随。海外に食品産業の多国籍企業を進出させ、他国の農業支配をねらう独占資本の経済構想。

・農業保護の削減を決めたガット(86、94)における日本政府の対応(合意は1994年12月)。対米従属農民の利益を守り、食料主権の意思は伺えない。

○94年設置された全国の全日制総合学科の高校は、322校のうち、農業関連学科を母胎とした総合学科は78校(22・8%)となっている(23年度)。新潟県では、単独農業高校7校のうち3校が総合学科に、農業科と他の学科併設校3校もすべて総合学科の高校となる。

(6) 1999(平成11)年

農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的意義や役割を理解させるとともに、農業に関する諸課題を主体的・合理的に解決し、農業の充実と社会の発展を図る

創造的・実践的な能力と態度を養う。

○新農業基本法の制定（99年11月）・食糧自給率の目標を明記せず、食糧供給における輸入依存の明記、価格政策は「需要と供給」の市場原理万能などWTO体制に合わせる。

○中教審「地方教育行政」答申・学校裁量権の拡大、校長権限強化、その支援体制づくり。「学校選択の自由」による消費者主権主義の徹底。

○「学校においては・各学校の定めるところによるものとする」の文言が随所に見られる。改訂のポイントは「各学校が創意工夫を生かし、特色ある学校づくりをすすめる」とした。

○学校5日制完全実施に向け教科・科目数を整理、総単位数80↓74、必修科目30単位、学校設定科目の設定、総合的な学習、グリーンライフの新設、就業体験（インターンシップ）を導入。

○必修修教科・科目の選択必修を基本としており、高校教育共通の基礎・基本が失われ、高校教育の多極分化の危険性を孕む。

(7) 2010(平成22)年

農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的意義や役割について理解させるとともに、農業に関する諸課題を主体的・合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な農業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

○文科省は「改定教育基本法」を踏まえた改訂と説明。「道徳教育」をすべての教科や活動に明記、各校に「道徳教育推進教師を配置」。

○08年中教審答申・学校教育過程に「PDCAサイクル」を確立、教育の内容とシステムで国家統制強める。5力年の「教育振興計画」に全国学力テストの継続実施などを盛り込む。

○中学校「技術・家庭科」にそれまでの選択領域の「栽培」が「生物育成」として必修化され、中学校段階で農や食や環境などを正しい認識や判断力を身につける重要な役割を担う学習の場となる。

○高校職業教育では「将来のスペシャリストの育成に

必要な専門性の基礎・基本」に重点をおき、専門教科・科目の最低履修単位を25単位、小中高にわたるキャリア教育の実施。

(8) 2018(平成30)年

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することをめざす。

①農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

②農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観をふまえ、合理的かつ創造的に解決する力を養う。

③職業人として必要な人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協同的に取り組み態度を養う。

○2017年5月、政府は経済界の新たな成長産業の創出と市場開拓として位置づける「Society 5.0」(\*)を国家戦略とした。この実現に向けた文科省も18年6月、省内のチームによる「Society 5.0に向けた人材育成」社会が変わる、学校が変わる」報告書を作成、学習の個別最適化を目標に掲げた。翌19年「新時代の学びを支える先端技術活用推進活用最終まとめ」を公表した。最初から国家と産業界にのみ顔を向けた「教育改革」である(注6)。

○農業教育の分野では、スマート農業(ロボット・AI・IoT(\*2)などを先端技術活用する農業)の実現に向けた取り組みをすすめている。

○すべての教科に「資質・能力」の文言が入った。政策論としての「資質・能力」論は人材育成のための評価の対象として、国家がこれを規定することになり、人格の自由を保障しつつ、人格の完成を目指して学力を獲得させる教育の基本的な立場とは異にする(注7)。

○農業の各分野の学習を図る基礎的科目「農業と環境」の目標は「農業生物の育成と環境保全について・・・」が消え「農業の見方・考え方を働かせ・・・」という曖昧な文言となった。どの科目もプロジェクト学習法を

導入。農業マネージメント・マーケティングが強調され、企業型農業を志向する内容となった。

○「農業新聞」のアンケート調査（農業関係学科すべて372校）で農場に整備が必要とする割合が8割以上、施設設備が不十分9割、老朽化しても更新しない高校が8割に達していることが明らかとなった（複数回答）。「整備は未来の投資だ」として国・県に予算を要請している（2020年7月31日付け）。現場の切実な要求であるにもかかわらず放置されてきた。

(\*1) Society's O.A.Iやロボットの力を借りて、我々人間がより快適に活力に満ちた生活を送ることができる社会。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)。  
(\*2) Internet of thing、パソコン類以外のものをインターネットで接続すること。

以上、見たように10年ごとの改訂学習指導要領における「農業教育の目的」は、時の政権による農業政策に左右されながら展開されてきた。

日本の食糧生産を誰がどう確保するか、ではなく、

絶えず、大企業の思惑（車の輸出など）やアメリカの圧力のもとでの「農業教育」であったといえる。日本の食糧主権に基づき、自立した農業政策が求められ、そのもとでの農業教育が図られねばならない。

### 3、農業教育の将来展望をどう考えるか

故鈴木芳夫代表は、学習指導要領改訂の際、高校における農業教育の目的は、47教育基本法の「人格の完成を目指し…」であるとし、47教育基本法、学校教育法、子どもの権利条約との関連など根本的な課題も視野に、農業教育の国民的課題を明らかにすることを呼びかけている（会報No.154、1999年7・8月）。

全農研は、技術・職業教育としての農業教育と一般教養としての農業教育との二本の柱の遂行を農業教育の国民的課題として、自らに課し実践に取り組んできた。この農業教育の国民的課題である二本柱を整理すると、

①農業の生産活動は、生産と労働の結合であり人間形成に独自の、それなくては果たせない独自の役割を果たしている（「高校教育改革の基本問題」木下春男、民衆社1973年1月）。

・農業技術・農業労働を通じての知的体得は、生徒の人格形成、人間成長に重大な関わりがあることに着目し、実証する方向で探求してきた（「会報」No.26、1976年10月）。そして、それは自主編成運動を軸に専門の農業技術教育を会員の諸実践で明らかにされてきた。

②農業に関する一般教養として「農業の果たす役割の重要性」をすべての国民の共通教養とする。

国民の基本食糧やエネルギー源を国内生産によって自給確保することは、民族の生存と自立を保障する基礎である。それ故、国民的教養や基礎的な学力を培う学校教育のなかで、農業教育を国民的課題として位置づけた（「会報」No.37、1979年10月）。

国内自給率（カロリーベース）が38%という異常な低さや食の安全・安心が求められる今日、農業・食料問題を農業高校という狭い範囲に閉じこめるのではなく、学校教育全体に広げ、国民的課題としてとらえる必要があるのではないか。

そのため、一般教養として、これまで取り組んできた実践を中心に集約し、普通科高校生を対象に「農業入門版」（仮称）として企画して、農業技術論だけで

なく、すべての高校生に日本の農業の果たす重要な役割を広く伝えたい。なお、①と②を展開したすぐれた実践例―「農業教育を取り入れた普通科分校」藤原和正（50周年記念誌）全農研編集2022年12月）を挙げたい。

〔参考文献1〕

○「農業後継者の課題と高等学校農業教育の目標」の論文の一部抜粋（元千葉大教授 大河内信夫、2006年）

「・・・どんなに就農数の低下に心を痛め、農業後継者養成の緊急性に思いをかられても、「職業選択の自由」が定着した現代社会の中で、特定の職業能力を目標とする高校教育は国民に支持されないことも認識するべきである。

農業の多面的な機能を、国民の広い層に理解され、支持されるのでなければ、農家であろうとなかろうと農業後継者（担い手）はそだたない。「完成教育としての高校教育」のなかで農業教育は、国民的教養としての農業教育へ転換をはかる道を探ることである。農業教育に欠けていたのは、教育を教育として考えることであり、「大事



な人間形成期にかかわるのだから、それにふさわしい内容を農業教育もまた持たなければならぬ」のである。

「農業の思想は、自然と人間との調和、人類と社会における農業の重要性など一般教育の問題として、次代のすべての国民に伝えていかなければならないのに、専門教育のひとつとして農業高校に閉じこめられたところに大きな問題」があったという指摘がある。この「専門教育のひとつとして農業高校に閉じこめられる」に至ったキーワードこそが「農業自営者養成」であった。

後継者養成(担い手養成)を目的としない農業教育の目標はなにか。その教育内容はいかなるものであるか。「農業を継ぐ」ことを前提としない、国民的教養としての、職業選択のひとつとして提示される農業はどのような教育内容で構成されるのか。今、問われているのは、普通科ないし総合学科の教育の中で、高校生が「将来の進路を決定」させるために必要な農業に関する教養(技術・社会・歴史・政策・制度など)を農業教育として再構築することではないか。

〔参考文献2〕

1、「農業高等学校は農業者育成期間としての役割を終

えたのか？」中西啓喜・西原是良(桃山学術機関リポ  
ジストリ2021年9月21日)

2、「農業高校の今日的存在意義に関する一考察」佐々  
木正剛ら(第10回ヤンマー懸賞論文)

3、高校教育論 佐々木享著(大月書店1976年)

4、農業教育研究会 機関誌「会報」

5、学習指導要領 文部省

6、「危機に立つ日本の学校のゆくえ」にいがたの教育  
情報132号、児美川孝一郎(にいがた県民教育研究  
所2020年7月)

7、「危機の時代に立ち向かう『共同』の教育」佐貫浩  
(旬報社2023年8月)

この論は、53回全農研大会レポートに加筆修正した。

(うちやまゆうへい・全国農業教育研究会事務局長)

